最終更新日：2018年12月19日

三菱自動車工業株式会社
取締役会長　CEO　益子　修
問合せ先：IR室　TEL: 03-3456-1111
証券コード：7211
https://www.mitsubishi-motors.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、コンプライアンスを最優先に考え、株主の皆様やお客様をはじめ全てのステークホルダーの皆様のご期待に応え、当社の持続的成長及び企業価値の向上を目指すべく、コーポレート・ガバナンスの継続的強化・改善を経営上の優先課題として取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則4-1-3　取締役会による最高経営責任者等の後継者の計画の監督
2018年12月17日開催の取締役会において、任意の指名・報酬委員会の設置を決議いたしました。本補充原則につきましては、同委員会の詳細が固まり次第、追完いたします。

補充原則4-2-1　取締役会による経営陣の報酬制度設計及び決定
2018年12月17日開催の取締役会において、任意の指名・報酬委員会の設置を決議いたしました。本補充原則につきましては、同委員会の詳細が固まり次第、追完いたします。

補充原則4-3-2及び4-3-3　CEOの選解任
2018年12月17日開催の取締役会において、任意の指名・報酬委員会の設置を決議いたしました。本補充原則につきましては、同委員会の詳細が固まり次第、追完いたします。

補充原則4-10-1　任意の諮問委員会の活用
2018年12月17日開催の取締役会において、任意の指名・報酬委員会の設置を決議いたしました。本補充原則につきましては、同委員会の詳細が固まり次第、追完いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4　政策保有株式
当社は、当社の事業展開上、中・長期的なパートナーシップを維持する必要があり、当社の持続的な成長と中・長期的な企業価値の向上のために株式保有が不可欠と判断される場合に限って、政策的な株式保有を行うこととしており、そのような保有の必要性が認められない株式は売却をするなど、政策保有株式の縮減に努めております。
現在保有している政策保有株式については、取締役会で個別に、保有目的の適切性、中長期的な経済合理性等を検証しております。その結果、保有する2銘柄の保有の妥当性を確認しております。今後は、毎年、取締役会で検証します。
また、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、定型的な基準を用いて画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業の経営方針や戦略等を尊重した上で、中・長期的な企業価値向上に資すると判断できる議案であれば賛成し、価値を毀損すると判断される議案に対しては反対票を投じることとしております。

原則1-7　関連当事者間の取引
当社は、役員や主要株主等の関連当事者間の取引にあたっては、他の取引先の場合と同様に、会社及び株主共同の利益を害することが無いよう、経済合理性を十分検討した上で、複数の関係部署によるチェックと権限委譲規定に定められた責任者による承認に基づいて、取引を行っております。
また、取締役会の決議においては、特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加しないことを取締役会規則に定めております。

原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社は確定拠出年金制度を導入しております。運用が従業員の資産形成に影響を与え得るため、毎年、確定拠出年金運営委員会を開催し、運用商品の選定を行っており、また従業員に対して運用制度の研修を定期的に実施しております。

原則3-1　情報開示の充実
(1)会社の目指すところや経営戦略、経営計画
当社は、2017年度に、2019年度までの3ヵ年を対象とした中期経営計画「DRIVE FOR GROWTH」を策定しました。
この中期経営計画では、次の3つの課題に重点を置き、利益ある持続的成長への基盤作りを目指します。
第一の課題は、燃費不正問題で傷ついた信頼の回復です。
コンプライアンスを最優先に、IT等も活用しながら内部統制・ガバナンス体制の抜本的改革と強化に取り組み、お客様や社会からの信頼を早期に取り戻すべく、不断の努力を続けてまいります。
第二の課題は、業績のV字回復を確実に軌道に乗せることです。
これまで100万台前後で推移してきた販売台数を2019年度までに130万台に増加させ、売上高も2016年度に比べ30%増となる2兆5千億円まで増やすことを目標とします。同時に、コスト管理も徹底し、営業利益率について過去ピーク並みの6%以上まで引き上げることを目指します。
中期経営計画一年目の2017年度は、販売台数が前年比18.9%増の110.1万台、売上高が15.0%増の2兆1,924億円、営業利益率も4.5%まで回復するなど、2019年度の目標達成に向け順調なスタートとなっております。
また、ボリューム面での成長と収益力強化の両立を図るため、新型車の投入や事業基盤の整備に向けた開発および設備に3年間累計で6千億円を超える資金を投入します。一方、このように積極的に投資を行う中でも、毎年のフリー・キャッシュ・フローは黒字を確保し、健全な財務体質の維

持に努めます。
第三の課題は、新型車を成功させることです。
当社は、今後も成長が見込まれるSUVセグメントを中心に、4WDやピックアップトラックなど当社の強みを活かした商品ラインアップを更に強化していきます。具体的には、2017年度に生産・発売を開始した新型の『エクスパンダー』『エクリプス クロス』をはじめとして、この中期経営計画期間中に11モデルを新たに投入する計画です。
当社が強みを持つアセアンだけでなく、日本、オセアニア、米国、中国などの主要な市場での販売に注力する中で、これらの新型車を成功させ、ブランドの向上と規模の成長に繋げていく考えです。
これらの課題への取組みに際しては、日産自動車とのアライアンスも活用していきます。2018年4月には、当社の購買機能の一部を、ルノー・日産連合の購買機能と統合しました。2019年度からは、研究開発、生産、アフターサービス、事業開発の各分野においても、本格的にアライアンスへの取り組みを加速させていきます。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記1. 基本的な考え方に記載したとおりです。

(3)取締役報酬の方針と手段
現在の取締役の報酬は、個々の取締役の役割・責任に基づいて支給する「月例報酬」、業績等の達成状況に応じて支給する「業績連動報酬」及び「株式等関連報酬」の3種類で構成されております。
詳細につきましては、本報告書の「取締役報酬関係」の項をご参照ください。
なお、2018年12月17日開催の取締役会において、任意の指名・報酬委員会の設置を決議いたしました。本原則につきましては、同委員会における審議に基づき、更新いたします。

(4)経営幹部選解任、取締役・監査役候補の指名方針と手続き
2018年12月17日開催の取締役会において、任意の指名・報酬委員会の設置を決議いたしました。本原則につきましては、同委員会の詳細が固まり次第、更新いたします。

(5)取締役・監査役候補の個々の選任・指名に関する説明
社外取締役候補及び社外監査役候補の選任理由については、「株主総会招集ご通知」に記載しております。また、取締役・監査役の選任・指名については、当社Webサイト及び「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を示しております。
これらの詳細は以下URLをご参照ください。
株主総会招集通知：https://www.mitsubishi-motors.com/jp/investors/event/meeting.html
役員経歴：https://www.mitsubishi-motors.com/jp/investors/governance/director.html

補充原則4-1-1　取締役会の役割・責務
法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項、株主総会の決議により委任された事項及び事業経営に関する重要事項は取締役会の決議を経るものとしております。取締役会の決議を要する事項及び取締役会において報告を要する事項の詳細については、取締役会規則にて規定しております。

原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、東京証券取引所が定める基準とは別個に、社外役員の独立性に関する判断基準を定めております。具体的には、
(1)当社主要株主の業務執行者でない者
(2)当社の主要取引先若しくは当社を主要取引先とする会社又はそれらの親会社若しくは子会社の業務執行者でない者
(3)当社の主要借入先又はそれらの親会社若しくは子会社の業務執行者でない者
(4)当社の法定監査を行う監査法人に所属しない者
(5)当社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ているのが、法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属している者）でない者
(6)当社の役員相互就任先の業務執行者でない者
(7)当社から多額の寄付又は助成を受けている団体の業務執行者でない者
(8)過去3年以内で、(1)～(7)のいずれかに該当していない者
(9)現在、近親者（2親等以内）が(1)～(7)のいずれかに該当しない者
(10)社外取締役又は社外監査役としての在任期間が通算8年を超えない者
(11)その他の事情を実質的又は総合的に勘案して、当社との関係性が強いと見られる可能性がない者
を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

補充原則4-11-1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
当社の取締役会は、取締役8名、監査役5名で構成されております。取締役会出席者13名のうち、過半数以上（9名）を社外役員（社外取締役6名、社外監査役3名）が占めております。これら社外役員には、企業経営者や学者、作家、弁護士、会計士としての豊富な経験と識見に基づいて、取締役会等において活発に発言いただいており、取締役あるいは監査役としての役割を十分に果たしていただいているものと考えますが、引き続き、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性及び規模を意識した体制を構築してまいります。

補充原則4-11-2　取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況
社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書等を通じ、毎年開示を行っております。当社以外に3社以上の役職を兼任している方もおられますが、社外役員9名のうち5名は当社以外に重要な兼職先として1社のみを兼任するにとどまっており、取締役・監査役の業務に専念できるものと考えております。

補充原則4-11-3　取締役会の実効性についての分析・評価
当社は、継続的にコーポレート・ガバナンスの実効性向上を図るため、取締役会の実効性を評価しております。
2017年度においては、主に取締役会の構成、取締役会の運営環境等を、全取締役及び監査役に対するアンケート調査の方法によって分析・評価しました。
評価の結果、取締役会の実効性に関する重大な懸念等はないと評価しておりますが、今回認識した主要な課題は以下のとおりです。
・経営・事業戦略及びCSR・ESG等に関する理解・議論の充実
・各役員による担当業務の説明など当社事業について理解を深める機会の提供
・社外役員と執行側との情報共有や協議の機会提供

当社は取締役会に関する分析・評価により認識した主要な課題への取組みを含め、更なる取締役会の実効性向上を図り、継続的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

補充原則4-14-2　取締役･監査役のトレーニング
当社では、社内取締役及び執行役員を対象とした役員研修を年1回開催しております。
取締役会に付議される案件は、原則として、経営会議で事前に審議されることから、社内取締役や常勤監査役は、内容を理解した上で取締役会に出席しております。また、社外取締役や常勤監査役以外の監査役に対しては、取締役会の議案と説明資料を事前に配布するとともに必要に応じて個別説明を行っており、取締役会に臨むための準備機会を提供しております。

原則5-1　株主との対話に関する方針
当社では、株主や投資家との対話（面談）の対応は、IR担当部門（機関投資家対応）と総務担当部門（個人株主対応）が行っております。
また、経営幹部による国内外の投資家訪問や証券会社主催のカンファレンスへの参加などを定期的に実施しております。

(1)株主との対話に関する担当取締役の指定
CFOがIR担当の役員として、株主との対話を行っております。

(2)社内部署の有機的な連携のための方策
株主や投資家による当社への理解促進を図るために、IR担当部署と総務担当部署は連携して各種施策を実施するとともに、広報、財務、経理、法務セクションとも有機的なコミュニケーションを取っております。

(3)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取り組み
個別面談以外の手段として株主総会や国内外の工場見学会、投資家向け事業説明会の場を活用し、丁寧な説明に努めております。また、投資家向けの当社Webサイトを充実させ、より分かりやすい情報を社外へ発信しております。

(4)株主の意見･懸念の効果的なフィードバックのための方策
経営幹部に対し、アナリストや機関投資家の関心事項を定期的に（四半期に1回以上）報告しており、アナリストによるレポートを発行の都度報告しております。また、個人株主との対話内容につきましては、その重要性に応じて定期的に（半年に1回以上）経営幹部まで報告しております。更に経営幹部による国内外の投資家訪問や証券会社主催のカンファレンスへの参加、四半期ごとの決算説明会などを通じて、投資家の意見や懸念事項を経営幹部が直接把握しております。

(5)インサイダー情報の管理に関する方策
重要情報の適時開示に関する指針として、開示情報の種類、基本原則、責任者、担当部門、適時開示プロセスなどをWebサイト上に掲載しております。なお、当社は沈黙期間として、通期、四半期の業績公表直前の2週間は、業績見通し関連のコメントは一切行わないものとしております。また、社内資料に関しては、秘匿区分を明確に定めることを徹底しており、インサイダー情報の管理をしております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日産自動車株式会社	506,620,577	34.00
MAI株式会社	160,329,338	10.75
三菱商事株式会社	137,682,876	9.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	29,984,200	2.01
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社（信託口）	29,290,500	1.96
三菱重工業株式会社	21,572,455	1.44
BNYMSANV AS AGENT／CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	18,574,600	1.24
JP MORGAN CHASE BANK 385632	15,864,304	1.06
株式会社三菱UFJ銀行	14,877,512	0.99
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社（信託口9）	14,311,900	0.96

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮永　俊一	他の会社の出身者											
小林　健	他の会社の出身者											
川口 均	他の会社の出身者											
軽部 博	他の会社の出身者											
江上　節子	学者											
幸田　真音	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮永　俊一		―――	□社外取締役への選任理由 世界各地で事業を展開するメーカーにおいて企業経営に長年携わり豊富な経験と実績、高い識見を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため。

小林　健		―――	□社外取締役への選任理由 グローバルな取引を展開する総合商社における経営者としての豊富な経験と実績、グローバルな事業経営に関する高い識見を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため。
川口 均		―――	□社外取締役への選任理由 自動車事業における豊富な識見及び経験を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため。
軽部 博		―――	□社外取締役への選任理由 自動車事業における豊富な識見及び経験を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため。
江上　節子	○	―――	□社外取締役への選任理由 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はないが、企業戦略、マーケティング戦略及び人材育成等における豊富な識見及び経験を有しており、当社の経営に反映していただくため。 □独立役員として指定した理由等 当社との間で親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定致しました。
幸田　真音	○	―――	□社外取締役への選任理由 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はないが、国際金融に関する高い識見に加え、作家としての深い洞察力と客観的な視点を備え、財務省や国土交通省の審議会委員を歴任された経験から豊富な識見及び経験を有しており、当社の経営に反映していただくため。 □独立役員として指定した理由等 当社との間で親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

2018年12月17日開催の取締役会において、指名・報酬委員会の設置を決議いたしました。本項目につきましては、同委員会の詳細が固まり次第、追完いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

「監査役と会計監査人の連携状況」

監査役は、四半期レビュー報告、年度末監査報告も含め、会計監査人とのミーティングを2017年度は26回実施しました。
監査役は、会計監査人から、監査体制、監査計画、監査の実施状況について説明を受け、同時に監査役の監査計画、監査実施状況について説明し、相互の情報交換を図っております。また、内部監査部門である監査本部との定期ミーティングには会計監査人も出席し、情報交換の場として有効に活用しております。

なお、当社及び連結子会社が新日本有限責任監査法人と締結した監査契約に基づく監査証明に係る報酬の内容は次のとおりです。

・公認会計士法第2条第1項に規定する業務（監査証明業務）に基づく報酬 として549百万円を支払っております。

「監査役と内部監査部門の連携状況」

当社の内部監査部門としては、監査本部内に業務監査部と品質監査部を設置しております。監査役は監査本部とのミーティングを定期的に行い、社内及び国内外関係会社を対象とした内部監査結果の状況について説明を受けるとともに、監査本部に対し監査役の監査の状況についてフィードバックしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
永易 克典	他の会社の出身者													
竹岡 八重子	弁護士													
大庭 四志次	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永易 克典		―――	□社外監査役への選任理由 経営者としての豊富な経験と高い識見を当社の監査に反映していただくため。

竹岡 八重子	○	―――	□社外監査役への選任理由 法律の専門家としての豊富な専門知識と高い識見を当社の監査に反映していただくため。 □独立役員として指定した理由等 当社との間で親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定致しました。
大庭 四志次	○	2016年6月までパートナーを務めていた有限責任監査法人トーマツは当社とコンサルティングの取引がありますが、当社売上高の0.1%未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	□社外監査役への選任理由 会社の経営に直接関与した経験はないが、会計士として長年にわたり活躍され、会計監査の専門家としての豊富な専門知識と高い識見を有しており、妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくため。 □独立役員として指定した理由等 当社との間で親子・兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうる方ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定致しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

現在の取締役報酬制度は以下の通りです。

＜新取締役報酬制度概要＞
1.月例報酬
　取締役の「役割・責任」に基づき支給する報酬として、外部専門家による報酬調査の結果も参考にしつつ支給額を決定し、支給致します。
2.業績連動報酬
　対象取締役に対して、業績等の達成状況に応じて報酬を支給することと致します。
　業績等の達成状況を評価する指標は当社年度計画等の業績指標、対象取締役が管掌する部門別に定める業績指標等と致します。
3.株式等関連報酬
　対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式若しくは新株予約権の付与のための金銭報酬又は金額が将来の株価に連動する金銭報酬を支給することと致します。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

業績との連動性を明確にもたせた報酬制度とするため、社内取締役を対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2017年4月1日から2018年3月31日までの1年間に取締役及び監査役に支払った報酬等の額は次のとおりです。

・取締役(社外取締役を除く) 5名に報酬等として総額538百万円を支給致しました。
・監査役(社外監査役を除く) 1名に報酬等として総額30百万円を支給致しました。
・社外役員10名に報酬として総額150百万円を支給致しました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

■取締役
当社取締役の報酬限度額（2016年12月14日開催の臨時株主総会で決議）
月例報酬及び業績連動報酬：20億円
株式等関連報酬：10億円

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。
2017年度における年間の報酬総額は上記のとおりです。

■監査役
監査役の個別の報酬については、監査役の協議により決定しております。

なお、当社の監査役の報酬限度額は、2014年6月25日開催の第45回定時株主総会決議により月額10百万円と定められており、2017年度における年間の報酬総額は上記のとおりです。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

※社外取締役
会議体事務局より、取締役会の付議案件の事前説明を行っております。
なお、情報共有の観点から、三菱自動車グループ内で発生した重要事項については、都度、社外取締役へ報告しております。
※社外監査役
当社、監査役室の6名のスタッフが社外監査役の監査業務に係る調査・連絡・情報収集等業務を補助する体制をとっております。また、取締役会等重要会議に出席するにあたっての諸業務は、会議を主催する部門が担当しております。なお、情報共有化の面から、三菱自動車グループ内で発生した重要事項につきましては、都度、常勤監査役等から説明を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、業務執行の機動性を高めるとともに、経営責任の明確化を図り、また業務執行の監督を適切に行うため、法定の機関に加え、経営会議等の各種会議体及び執行役員制度を導入し、コーポレート・ガバナンスを改善・強化しております。
取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、取締役8名で構成され、うち6名は豊富な経験や高い識見等を有する社外取締役として、業務執行の監督を行っております。また、意思決定の迅速性を高めるため、経営上の重要事項について、審議又は報告を行う各種会議体を設置・運営しております。
また、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、執行役員制度を導入し、権限委譲等を行って経営上の意思決定の迅速化を図っております。
さらに、業務執行の適正な監査を行うため、監査役5名で構成される監査役会を設置しております。うち3名は社外監査役であり、独立性の高い監査体制をとっております。

＜社外取締役の当社における役割・機能＞
社外取締役は、社内取締役と異なり会社の業務は執行致しませんが、取締役会のメンバーとして、会社として重要な経営判断をし、社内取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。

＜監査役監査及び内部監査の状況＞
監査役は、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役・執行役員等から事業の報告を聞くとともに、重要書類等の閲覧、内部監査部門、会計監査人及び関係会社からの報告聴取等を通じて、当社グループにおける業務執行状況の監査を実施しております。
各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、各年度の重点監査項目、職務の分担等に従い、社内各部門幹部へのヒアリング、各製作所、国内外関係会社への往査を実施し、その結果を基に監査役会で議論するとともに、定期的に取締役会への報告及びCEO・COOとの意見交換を行っております。
また、内部監査部署として、CEO直属の独立した組織である監査本部に業務監査部と品質監査部を設置しております。
業務監査部は、当社及び国内外の関係会社の業務運営が透明性をもって適切なプロセスによって運営されているかどうかの内部監査を計画的に実施しております。品質監査部は、当社及び国内外の関係会社の品質関連業務が適正に遂行されているかについて監査を実施しております。
これら監査の結果は、CEOに直接報告されます。
なお、監査役は、監査本部及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携強化に努めております。

＜監査役の機能強化にむけた取組み状況＞
監査役は、監査役会とは別に、監査役特別監査活動を定期的に実施しております。また、監査本部、コンプライアンス部、法務部等から定期的な情報収集に努め、迅速に監査活動に反映しております。

＜リスク管理体制の整備状況＞
当社は「優先リスク管理」、「部門リスク管理」、「関係会社リスク管理」の3つのリスク管理活動を通じてグループ全体のリスク管理体制を整備し、改善を進めております。
優先リスク管理では、当社グループ全体が直面する、潜在的影響度が大きくかつ緊急性の高いリスクを選定し、リスク毎に執行役員以上レベルの「リスクオーナー」を設置し可能な限り早期のリスク低減に取り組んでおります。
部門リスク管理では、本部もしくは製作所毎に任命された「リスク管理責任者」のもとで、各々に固有のリスクの洗い出し、評価、対策立案・実施、モニタリングのPDCAサイクルを回し、リスクの低減を図っております。
関係会社リスク管理では、当社の関係会社における各種リスクに対する取り組みや、法令順守体制の強化等の活動状況を当社が定期的に確認、必要に応じて改善を提案、指導しております。
なお、これらのリスク管理の取り組みは、内部統制の主要活動として取締役会に定期的に報告しております。
また、不測の事態が発生した場合に、速やかな経営幹部への情報伝達と迅速かつ的確な対応ができるよう緊急情報連絡システムを運用しております。特に、重大事案発生時の危機管理体制構築のため、緊急対応組織の立ち上げや指示命令系統の明確化等を盛り込んだ緊急事態対応マニュアルを制定し、適切な対応が取れるよう体制を整備しております。
地震などの大規模自然災害や感染症の大流行などが発生した場合は、「お客様、社員とその家族の安全確保と地域社会との共助」を基本方針として、災害対策やBCPに取り組んでおります。
平時から緊急時を想定した各製作所間やグループ会社間の通信連絡訓練を実施しております。
帰宅困難者対策については、本社では3日間の社内待機を想定し、家族との連絡手段の確保や災害用品の備蓄など、近隣自治体と連携しながら取り組みを進めております。
大地震の発生や感染症の大流行を想定した行動計画書を作成し、各地区と連携した訓練によりBCPの改善を図っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上部の2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）に記載したとおりです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前を目安として早期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2014年6月25日開催の第45回定時株主総会から、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2014年6月25日開催の第45回定時株主総会から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページのグローバルサイト、東京証券取引所が運営する適時開示情報伝達システム（TDnet）及び株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに掲載し、海外・外国人投資家の皆様への情報開示に努めております。
その他	・当社ホームページに株主総会招集通知等、株主総会関連書類を掲載しております。 ・株主様の議案検討期間を十分に確保するため、株主総会招集通知は、発送に先立ち、株主総会の3週間以上前に当社ホームページ、東京証券取引所が運営する適時開示情報伝達システム（TDnet）及び株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。 ・株主総会において、スライドを用いた分かりやすい事業報告を実施しております。 ・株主総会の模様をインターネットでライブ中継しております。 ・株主総会終了後から約1か月、株主総会の模様を録画映像にて配信しております。 ・株主総会に出席した株主とのコミュニケーションを深めるため、株主総会終了後に当社役員が出席する株主懇談会を開催しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は「重要情報の適時開示に関する指針」を作成し、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期及び四半期決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外ロードショー（投資家訪問）を適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの投資家情報(IR)サイトにトップメッセージ、株価・株式情報、決算情報（含む決算説明会の音声配信）、格付情報、アニュアルレポート、ファクトブック、有価証券報告書、株主通信、株主総会招集通知、同決議通知、重要情報の適時開示に関する指針、コーポレート・ガバナンス等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR専門部署としてIR室（2018年6月末現在、5名体制）を設置しております。	
その他	当社事業活動の理解を深めていただく目的で、株主、アナリスト、機関投資家対象の工場見学会、試乗会等を適宜開催しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、全ての役員・社員が遵守しなければならない規範として「三菱自動車グローバル行動規範」を制定しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	2018年4月に制定した企業ビジョン・ミッションに沿って、企業としての社会的責任を果たすべく、事業活動を行っています。 環境問題への対応については、企業経営の重要事項として取り組んでいます。2019年度までの中期経営計画「DRIVE FOR GROWTH」期間中の「環境行動計画」を策定し、活動を推進しています。 これらの活動の進捗については、「CSRレポート」を毎年作成し、当社ウェブサイトで社内外へ開示しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資家の投資判断に影響を及ぼす情報を適時適切に開示するために開示情報の種類、開示の基本原則、責任者、担当部門、開示プロセスなどを明文化した「重要情報の適時開示に関する指針」を策定・公開しております。その他には、主にお客様向けに、お客様相談窓口や広告、メディア、ホームページなどを通じた製品情報・サービス・事故・欠陥・苦情等に関する情報などを提供しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会にて決議した「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、CEOを委員長、グローバルリスクコントロール担当役員を副委員長とする内部統制委員会にて、その運用状況のモニタリングと内部統制システムの改善、強化に努めております。また、2017年度には子会社も含めたグループ全体で、同じ考えの下一丸となって行動し、持続的成長を確かなものとするための基本的考え方として、新たにビジョン・ミッションを制定しました。そして、ビジョンを実現するためのミッションにむけて社員一人ひとりが実践しなければならない心構えと行動であるMMC WAY、さらに、これらの基礎となり、全ての役員・社員が守るべき規範としてグローバル行動規範を新たに制定しました。これからも、内外環境の変化に応じて、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた継続的な改善・充実を図り、一層のガバナンス強化に向け取り組んでまいります。

なお、「内部統制システム構築に関する基本方針」（2017年7月の取締役会において一部改訂を決議。）は、以下のとおりです。

1.当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)法令や定款、社会規範を遵守するために行動規範の制定、組織体制構築、教育・研修を実施するほか、内部通報窓口を設置し、その情報を予防・是正・再発防止に活用していきます。
(2)経営を監視するために社外取締役を選任します。
(3)内部監査部門は、当社の業務遂行が法令、定款、社内規定等に違反していないかについて厳しく監査します。問題点が発見された場合は、関連する取締役等に報告し、以降の改善状況を定期的に確認します。
(4)会社法に基づく内部統制対応の中核組織として、CEOを委員長、グローバルリスクコントロール担当役員を副委員長とする内部統制委員会を設置します。

2.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)業務上のリスクについては、取締役会や経営会議への付議基準をそれぞれ取締役会規則、経営会議規則において明確に定め、それに基づき運用します。
(2)各部門等の組織単位でリスク管理の責任者を任命し、この責任者を核にリスク管理体制の確立・強化を図ります。
(3)リスク管理推進担当組織を設置し、全社的なリスク管理体制の整備・強化に努めます。
(4)不測の事態が発生した場合に備え、速やかに当社の取締役等へ情報を伝え、迅速かつ的確な対応ができるよう体制を整備します。

3.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)全社的な経営計画を定め、その実現に向けた各機能組織の具体的な業務目標と執行方法を明確にし、取締役が定期的に実施状況の報告を受け、経営効率の維持・向上を図ります。
(2)取締役の責任・権限を明確にし、取締役会規則及び経営会議規則等に基づき、取締役会や経営会議の効率的な業務執行を行います。
(3)組織の指揮命令系統を一本化し、効率的な組織運営・業務執行を行う体制を整備し、当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保します。
(4)意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い権限基準を整備します。

4.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規定等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電子データとして作成し、管理責任者を定め、情報の重要度に応じて、作成方法、保存方法、保存期間、複写・廃棄方法等を定め、適正に管理します。

5.当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)各当社子会社の主管組織、当社子会社管理に関する責任と権限、管理の方法等を社内規定等により定め、企業集団における業務の適正な運用を確保します。
(2)当社子会社の規模・業態等に応じ、当社子会社に対する指導・管理等を通じて、当社子会社の役職員による法令及び定款に則った適正な業務遂行、当社の定める行動規範の遵守、及び業務監査の体制整備・充実を図ります。
(3)当社子会社の規模・業態等に応じ、当社子会社に対するリスク管理の実施の指導等を通じて、当社子会社におけるリスク管理体制の整備・強化に努めます。
(4)当社子会社の規模・業態等に応じ、関係会社管理業務規則その他の社内規定等に従った当社子会社の指導、管理等を通じて、当社子会社の強化、発展及び合理化の促進を図ります。
(5)当社子会社の事業、業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への事前又は事後の説明・報告が行われるよう関係会社管理業務規則その他の社内規定等を整備します。
(6)当社及び当社子会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織・社内規定等を整備します。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補佐するための組織を設け、専任者を配置しております。

7.監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令を受けてその職務を遂行します。
(2)監査役の職務を補佐するための専任者の人事異動については、事前に監査役の意見を徴します。また、当該専任者の評価は、監査役が実施します。

8.取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(1)監査役は、当社の取締役会その他の重要な会議に出席します。
(2)経営、コンプライアンス等に係る当社及び当社子会社内の重要情報が確実に監査役に提供される仕組みを整備し、運用を徹底します。
(3)当社及び当社子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

9.第8項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して直接又は間接的に報告を行った当社及び当社子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役職員に周知徹底します。

10.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

11.その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、CEOとの定期的な意見交換を行い、また内部監査部門や会計監査人とも連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

12.反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう対処します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記（内部統制システム構築に関する基本方針 第12項）のとおりです。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社は以下の「重要情報の適時開示に関する指針」に基づき適時開示を実施することとしております。

重要情報の適時開示に関する指針
1.本指針の目的
当社は、企業の社会的責任（CSR）を果たしていくには、ステークホルダー（利害関係者）に対し適時･適切な情報開示を行い、説明責任を果たすことが重要と考えております。また、これを遂行することで、経営の透明性向上に資するものと考えております。
従い、金融商品取引所（以下、東証）の適時開示制度の遵守を徹底するとともに、開示情報の種類、開示の基本原則、責任者、担当部門、開示プロセスなどを明文化した指針を徹底していきます。
2.開示情報の種類
本指針の対象とする情報は、東証が適時開示制度により適時適切に開示することを要求する「有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績等に関する情報」とします（以下、「重要情報」とします）。
3.開示の基本原則
当社が重要情報を適時開示するにあたっては、以下の4点を基本原則とします。
(1)透明性
内容の如何に関わらず、事実に即して情報を開示すること。
(2)適時性
適時かつ遅滞なく開示すること。
(3)公正性
様々なステークホルダーに対し、情報が公正に伝播されるよう努めること。
(4)継続性
情報開示の内容について、継続性を持たせること。
4.重要情報の適時開示責任者
東証の規則に則り設置した「情報取扱責任者」を重要情報の適時開示責任者とします。
5.適時開示担当部門の役割
IR活動を司る部門を適時開示担当部門とし、役割は下記の通りとします。
(1)東証の窓口
重要情報の適時開示における東証との窓口です。
(2)重要情報の開示
当社が重要情報を決定した場合、当社に重要情報が発生した場合及び決算に係る情報については適時適切に開示します。重要情報の情報収集から開示までのプロセスは別添の通り行います。
(3)適時開示体制の管理
●整備･改善
重要情報を適時適切に開示するために情報伝達ルートを確立するなど開示体制を整備･改善します。
●適時開示の意義啓発
重要情報の適時開示の意義を役職員に啓発します。
6.その他
(1)「風説の流布」への対応
市場での風説に対する問合せには、原則として当社はコメントを行わないこととします。ただし、放置した場合に当社に重大な影響があり得ると判断される場合には、適切な対外的対応を取ることとします。
(2)「沈黙期間」の設定
当社は通期、四半期の業績公表直前の2週間は、業績見通し関連のコメントは一切行わないものとします。

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図

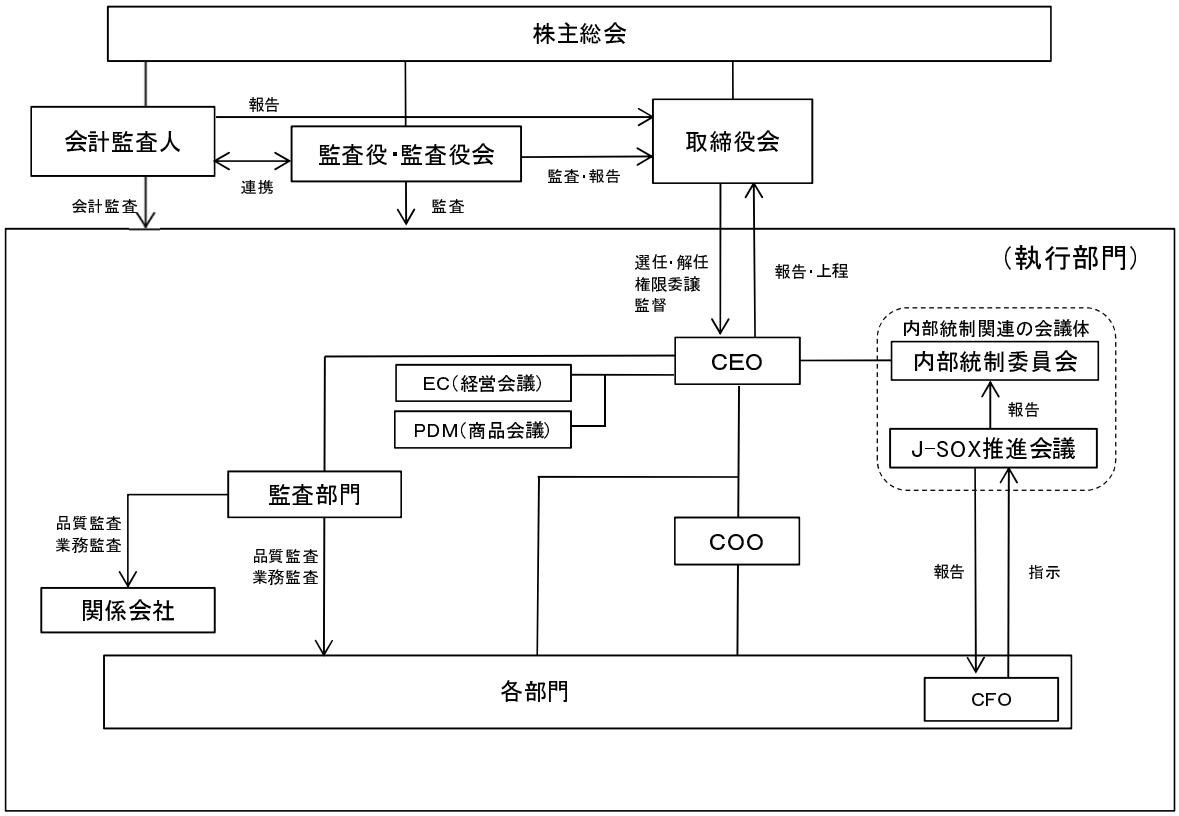

※ 上記図中に、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会及び戦略委員会を図に追記予定

重要情報の適時開示プロセス（フロー図）

（1）情報収集

【社内各部】

社内各部門は、当社及び子会社の重要情報を認識した場合は重要情報の適時開示担当部門へ連絡する。（子会社の重要情報については第一次管理部門が重要情報の適時開示担当部門へ連絡する）

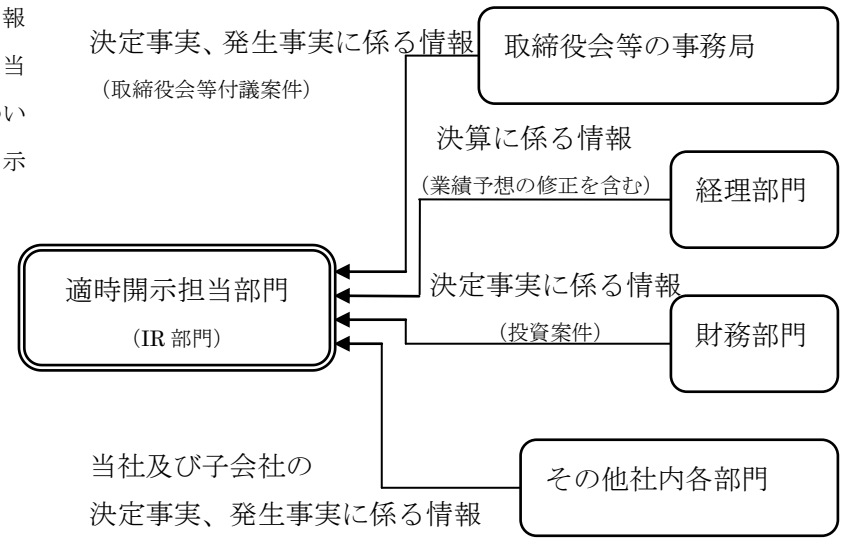

（2）開示要否の審査

重要情報の適時開示担当部門は、金融商品取引所（東証）の適時開示制度と照合し、適時開示の要否を審査する。

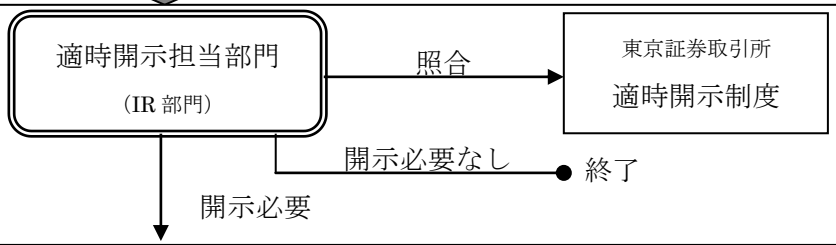

（3）開示内容・タイミングの起案

重要情報の適時開示担当部門は、東証の適時開示制度と照合し、関係各部門の協力の上、開示内容・タイミングを起案し、情報取扱責任者に伺出る。

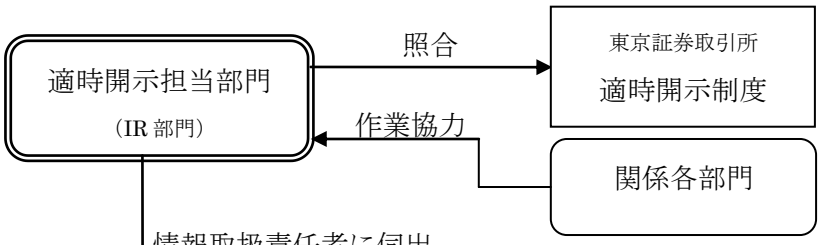

（4）開示内容・タイミングの決定

情報取扱責任者は、重要情報の適時開示担当部門の起案内容を確認し、開示内容・タイミングを決定する。

（5）開示資料の提出
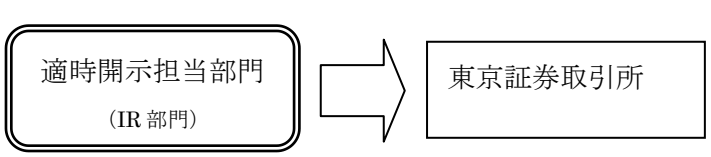
重要情報の適時開示担当部門は、東証指定の提出要領に基づき開示資料を適時に提出する。